

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 2 年 1 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	令和2年1月23日（木） 午後2時から3時30分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3－F					
3 教 育 長 の 氏 名	清水 隆					
4 出席した委員の氏 名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委 員 金井 裕	三	委 員 安田美詠子
	四	委 員 久保田篤正	五	委 員 加藤潤一		
5 欠席した委員の氏名	なし					
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野参与兼文化財保護課長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、内田学校教育課副課長、平井生涯学習課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 令和2年北本市教育委員会1月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会12月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、1番の大保木委員をお願いする。					
4 議事の取り扱いと非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が4件、議案が4件の計8件のほか、平成31年教委議案第26号を再審議するものとして取り扱うこととしてよいか、また、追加提出議案として、教委議案第5号「デーノタメ遺跡の要望書について」を加えての審議としてよいかお諮りする。 なお、本日の教委議案第1号については議会に関する案件、教委議案第3号から第4号及び再審議議案となる平成31年教委議案第26号については人事に関する案件、追加提出議案の教委議案第5号については教育行政の意思決定に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： それでは、平成31年教委議案第26号の再審議及び教委議					

5 報告事項 (1) 教委報告第1号「教育長の決裁処分」	案第5号の追加審議並びに各案件に関しては非公開で審議することに決する。 清水教育長： 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項についてお願いする。 原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第1号から第4号までの4件である。教委報告第1号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。 清水教育長： まず、教委報告第1号の1番「北本市青少年育成市民会議30周年記念事業 北本市少年少女合唱団第10回定期演奏会」、2番「春の文化講演会「喜びも悲しみも短歌と共に」」について、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： （教委報告第1号の1番から2番までの説明） 清水教育長： 教委報告第1号の1番から2番までについて、質疑はあるか。 加藤委員： 1番の「北本市青少年育成市民会議30周年記念事業 北本市少年少女合唱団第10回定期演奏会」について、「30周年記念事業」と「第10回定期演奏会」のどちらに対し、共催とするものか確認する。 平井生涯学習課長： 「30周年記念事業」に対し、共催とするものである。これまで、青少年育成市民会議が行う事業について「後援」としてきたが、今回は周年事業となることから、共催の申請となり、承認したものである。 大保木委員： 運営委員会の中に記載する「青少年ふるさと学習特別実行委員会」の役割について伺う。 平井生涯学習課長： 市が委託する「ふるさと学習事業」を行うものとなる。主には、「北本太鼓かばざくら団」の育成事業、「北本市少年少女合唱団」の育成事業、そして「桜育成事業」を実施し、このうちの少年少女合唱団の定期演奏会が、今回の共催事業となるものである。 金井委員： 12月の定例会では、「第54回北本市市民文化祭」の実施報告があり、その中で、参加団体等が減少傾向にある旨の報告を受けた。もし、少年少女合唱団が発表の場を望んでいるので
--	---

	あれば、市民文化祭や他のイベントへの参加を呼び掛けるなど、情報提供と連携を図るようお願いする。 平井生涯学習課長： 了解した。なお、当該団体については、市民文化祭にも参加しており、今後開催する「ジュニアオープンステージ」にも参加の予定となっている。市の各種イベントに参加いただけるよう、引き続き連携を図っていく。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第1号の1番から2番については、了承とする。 (2) 教委報告第2号「令和元年度各小・中学校第2学期状況報告について」 清水教育長： 続いて、教委報告第2号「令和元年度各小・中学校第2学期状況報告について」、学校教育課より、説明をお願いします。 内田学校教育課副課長： (教委報告第2号の説明) 清水教育長： 教委報告第2号について、質疑はあるか。 大保木委員： P7の「6 表彰関係」について、ここに記載はないが、文部科学省の表彰を受けた教職員の新聞掲載があったものと記憶する。 坂口学校教育課長： 「優秀教員」として、西中学校の栄養士が文部科学省の表彰を受けた。受賞時期が今月であったことから、次の3学期状況報告の際、あらためて伝えさせていただく予定である。 加藤委員： 「長期欠席」と「不登校」の区分や取り扱い等について、あらためて確認する。 内田学校教育課副課長： それぞれの区分については、毎年実施される文部科学省調査の中に定める区分に基づき、分類するものである。 まず、「長期欠席」の理由として、「病気」・「経済的理由」・「不登校」・「その他」に分類され、本市の「病気」の例を挙げると、起立性調節障害、社交性不安障害、クローン病、身体表現性障害などがある。 次に、「不登校」に関しては、理由が「病気」や「経済的理由」によらないものであり、学校判断によって判断するものとなる。 また、「その他」の例としては、フリースクールへの通学、家庭環境の問題などがある。 なお、1学期で30日の欠席となった場合でも、2学期から元気に通っているケースもある。
--	--

久保田委員： P 1 1の「9 令和元年度第3学期に向けた教育の重点について」の中で、東中学校のいじめ防止の取組「携帯電話確認届の配布」が記されているが、取組の内容と取組に至る経緯について伺う。

内田学校教育課副課長： 当該取組は、学校とP T Aと一緒に考え出した独自の取組となる。新入生保護者会で確認届を配布の上、生徒が携帯電話を使用する場面の項目立てとチェックにより、ルール化するものとなる。生徒と保護者が確認し合いながら届を作成し、さらには、家庭内での使用ルールも記入するなど、細かな工夫もあり、P T Aと生徒指導部の連名により配布するものとなる。

安田委員： P 1 0の8の「(2) 非行・問題行動の状況」について、スーパーのリサイクル制度を悪用した児童の状況が記されているが、その詳細について確認する。

また、同じくP 1 0の8の「(3) 児童・生徒事故」の中で、運動誘発発生アナフィラキシーショックを起こした生徒事故が記されているが、エピペンの使用状況・原因・給食の状況について伺う。

内田学校教育課副課長： まず、スーパーのリサイクル制度の悪用については、資源物回収の計量器に対し、意図的に体重を掛け、リサイクルカードにポイントを貯めて店内で買物したものとなる。

坂口学校教育課長： もう一つの生徒事故に関しては、これまで、当該生徒にこうした症状はなく、今回初めて起きたものとなる。このため、エピペンを所有していなかった状況となる。救急搬送され、医療機関で治療を受けたが、原因は特定できなかった。今後の対応を検討していくため、「学校生活管理指導票」を提出いただくよう、指示しているところである。

給食に関しては、原因となる食材が特定できないことから、取り扱いが難しいものとなるが、保護者と直ぐ連絡が取れるよう、連絡体制を整えている。

大保木委員： P 1 0の8の「(2) 非行・問題行動の状況」の続きとして、関係機関による捜索のもと、駅周辺で発見された児童に関する詳細とその後の様子について伺う。

また、「(3) 児童・生徒事故」の中で、下校中に意識を失い、近隣の方に救急車を要請してもらった生徒のことが記されているが、その原因について伺う。

内田学校教育課副課長： 一つ目の児童については、登校中忘れ物に気づき、家へ取り

に戻ったが、そのまま登校せず、駅周辺の店へ行ってしまったものとなる。当日は、保護者が仕事で家にいなかったため、今回の行動に繋がったものとも考えられるが、その後指導を受け、現在は普通に学校生活を送っている。

坂口学校教育課長： もう一つの生徒事故に関しては、下校中に気分が悪くなり、電信柱にもたれかかっていたところ、通りがかった近隣の方が、119番連絡をしてくれたものとなる。

大保木委員： 痙攣と記載あるが、その原因は何か。

坂口学校教育課長： 原因については、未だ不明である。

金井委員： 両委員の質問にあった児童・生徒事故のうち、原因がわからないものに関しては、今後の対応が難しいものである。より一層の注意について、定期的に行うようお願いする。

金井委員： P16の報告事項の中から、幾つか確認する。

まず、「13 中学校さわやか相談室登校生徒」の中で、G・W明けより生活リズムの乱れから、相談室を利用している生徒のことが記されているが、その後の状況について確認する。

続いて、「15 北本市立教育センター学校適応指導教室（ステップ学級）通級者数」の中で、小学校1年生の利用者が2名カウントされているが、この2名の状況について確認する。

内田学校教育課副課長： まず、相談室利用の生徒に関しては、現在も状況はあまり変わらないものとなる。

続いて、ステップ学級に通う小学校1年生の2名について、このうち1名は、保護者が療育を受けられる場所を他に見つけたため、現在は、少し足が遠のいている状況である。

もう1名は「母子分離」ができない児童であり、毎日1時間程度通うほか、親子でカウンセリングを受けている。現在、徐々に登校する意識が芽生えてきている状況となる。

金井委員： 相談室利用の生徒に関し、現在も状況が変わらないとのことだが、原因は特定しているものか。

内田学校教育課副課長： 詳細に関しての資料が別となるため、別途報告する。

加藤委員： 各中学校の「さわやか相談室」の中では、色々と細かく対応しているほか、こうした記録管理について、心強い仕組みであると思われる。

	こうした相談事に対し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用及び教育センターの利用により対応しているものだが、その一方で、情報の共有が学校関係機関の中で留まり、その他の外部関係機関等に繋がりにくくなるケースもあると聞く。 近年では、長期的な対応を要するケースもあることから、相談の早い段階において、外部関係機関等と情報の共有化を図り、活用することが、これからは大事と考えられる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第2号については、了承とする。
(3) 教委報告第3号「北本市就学指定校変更・区域外就学許可基準の見直しについて」	清水教育長： 続いて、教委報告第3号「北本市就学指定校変更・区域外就学許可基準の見直しについて」、学校教育課より、説明をお願いする。 坂口学校教育課長： (教委報告第3号の説明) 清水教育長： 教委報告第3号について、質疑はあるか。 加藤委員： 小・中学校の「転居(市内)・転出」に対する指定校変更・区域外就学の許可期間について確認する。 例えば、3人の子供がいる世帯において、学年の組み合わせが、「第1子は中学校生徒、第2子は小学校5年生、第3子は小学校2年生」となる場合、各々の許可期間について、第1子及び第2子は「卒業」まで、第3子は「学年末」までと読み取れるが、全員の許可期間を「卒業」までと希望する場合、その取り扱いはどうなるものか。 坂口学校教育課長： 別の許可基準となる「兄弟姉妹関係」の要件に照らし合わせ、「卒業」まで許可するものとなる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第3号については、了承とする。
(4) 教委報告第4号「令和2年北本市成人式の実施報告について」	清水教育長： 続いて、教委報告第4号「令和2年北本市成人式の実施報告について」、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： (教委報告第4号の説明) 清水教育長： 教委報告第4号について、質疑はあるか。

大保木委員： 感想意見として、今回は、実行委員会の「自分達で式を盛り上げる」という意識が伝わる良い式であったと思う。その中で、来賓の方々の挨拶が省略化された部分に関しては、少し残念に感じた。来年に向けて、もう一度総合的に考えてみた方が良いと思われる。

金井委員： 同じく感想意見として、伝えさせていただく。

オープニングの「かばざくら太鼓」の演奏者の中に、今回成人となった方が4名いたものと聞いている。同級生が演奏している状況もあってか、聴く側の成人の方々も集中して聴いていたように感じ、会場が一体となった素晴らしいオープニングであった。

一方で、今回、実行委員会の方々が色々と考えた部分は良いのだが、アドバイザーとして、過去2年間の実行委員会の方が2名係わった部分に関しては、見直す必要があるとも思われる。世代間で考え方がばらつくことも予想されるため、アドバイザーは交代制にする方が良いと思われる。

また、やり方を変えていくことも大事だが、本事業は市と実行委員会との共催となることから、式典の部分に関しては、市の担当課職員がイニシアチブを取り、イベントの部分は実行委員会意見を十分反映させるような進め方とする方が、望ましいものとする。

なお、今回の式典の来賓挨拶の省略化については、私も少し残念に感じたほか、来賓の方々を客席側に配置し、後ろ向きとしたことは失礼にも感じた。時間短縮を目的とするならば、せめて各団体の長は壇上に配置するなど、こうした配慮を要する部分に関し、早めに実行委員と議論・検討することをお願いする。

久保田委員： 実行委員となる新成人は、こうした配慮に関し、まだわからない部分もあるかと思う。金井委員の意見にもあったとおり、失礼のない式の運営となるよう、市の担当課職員で助言をお願いする。

金井委員： 式全体の内容は良いものであったため、式典の部分もさらに良いものとなるよう、今後に期待する。

清水教育長： 事務局は、いただいた貴重な意見を実行委員会に伝え、事業の検証を行うようお願いする。

— 他に意見なし —

6 議案審議 (5) 教委議案第2号「北本市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」	清水教育長： 教委報告第4号については、了承とする。 清水教育長： 議案審議に入る。 原口教育部長より、願います。 原口教育部長： 教委議案第1号から第4号までの4件のほか、追加提出の教委議案第5号及び再審議議案となる平成31年教委議案第26号を加えた計6件について、願います。 清水教育長： それでは、教委議案第2号「北本市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」、学校教育課より、説明をお願いします。 坂口学校教育課長： (教委議案第2号の説明) 清水教育長： 教委議案第2号について、質疑はあるか。 金井委員： 規則案の別表(第2条関係)に定める対象校6校の選定理由を伺う。 坂口学校教育課長： 新規取組となるため、まず、令和2年度においては、市内小・中学校の半分の規模により、東西のそれぞれで行うものと位置付けた。 西側では、本年度のモデル校として、西小学校がコミュニティースクールを実施していることから、ここに南小学校・北本中学校を加えた「中学校区単位」による選定としたものである。 東側も同じく「中学校区単位」として、宮内中学校区を選定したことから、同校と中丸小学校・中丸東小学校を選定したものとなる。 金井委員： 今後、この「学校運営協議会」の中において、外部評価を行う旨の説明があったが、これまでの「学校協議会」及び「外部評価委員」との関係はどうなるものか。 坂口学校教育課長： これまでの2つの組織等に関し、今後、「学校運営協議会」を置くところは、そこへ移行するものとなる。 金井委員： 「学校運営協議会」の設置と同時に、2つの組織等は廃止するものと解してよいか。 坂口学校教育課長： そのとおりである。
---	--

7 非公開審議及び議案再審議 (6) 教委議案第1号「北本市立学校設置及び管理条例の一部改正について」 (7) 教委議案第3号「北本市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」	金井委員： 2つの組織等に関し、各構成員が固定されがちな部分もあったが、組織の一本化により、こうした課題が解消されることも期待される。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第2号については、可決する。 清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。 清水教育長： それでは、教委議案第1号「北本市立学校設置及び管理条例の一部改正について」、教育総務課より、説明をお願いします。 櫻井教育総務課長： （教委議案第1号の説明） 清水教育長： 教委議案第1号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第1号については、可決する。 清水教育長： 続いて、教委議案第3号「北本市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」、学校教育課より、説明をお願いします。 坂口学校教育課長： （教委議案第3号の説明） 清水教育長： 教委議案第3号について、質疑はあるか。 金井委員： 当該委員については、案件毎に委嘱するものか。 坂口学校教育課長： 委嘱から2年間を任期とし、その間に起きた案件の全てに関し、調査審議するものとなる。 大保木委員： 専門性の高い職に就くメンバーであることから、招集の日程調整が難しいことも予想される。 坂口学校教育課長： お見込みのとおりとなるが、上手く調整を行い、2月下旬には、第1回目の開催を予定するところとなる。 — 他に意見なし —
--	--

	清水教育長： 教委議案第3号については、可決する。
(8) 教委議案第4号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」	清水教育長： 続いて、教委議案第4号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」、この案件には安田委員の一身上に関する内容が含まれているので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、安田委員の退室を求める。 — 安田委員が退室する — 清水教育長： それでは、教委議案第4号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」、学校教育課より、説明をお願いします。 坂口学校教育課長： (教委議案第4号の説明) 清水教育長： 教委議案第4号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第4号については、可決する。 — 安田委員が入室する —
(9) 教委議案第5号「デーノタメ遺跡の要望書について」	清水教育長： 続いて、教委議案第5号「デーノタメ遺跡の要望書について」、文化財保護課より、説明をお願いします。 磯野参与兼文化財保護課長： (教委議案第5号の説明) 清水教育長： 教委議案第5号について、質疑はあるか。 久保田委員： この要望書・回答のやり取りが、良い後押しとなることを期待する。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第5号については、可決する。
(10) 平成31年教委議案第26号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十条	清水教育長： 続いて、平成31年教委議案第26号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十条の規定による教育長の辞職の同意について」の再審議について、この案件は、わたくしの一身上に関する事件となるため、わたくしはここで退席し、この案件に関する議事の進行は、大保木教育長職務代理者による進行でお願いします。

の規定による 教育長の辞職 の同意につい て」	— 清水教育長が退席する — — 大保木教育長職務代理者による議事進行 — 大保木教育長職務代理者： それでは、平成３１年教委議案第２６号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十条の規定による教育長の辞職の同意について」の再審議について、原口教育部長より、説明をお願いします。 原口教育部長： （平成３１年教委議案第２６号の説明） 大保木教育長職務代理者： 平成３１年教委議案第２６号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 大保木教育長職務代理者： それでは、この案件に対する「教育委員会の意思」について、各委員に確認する。 金井委員： 私は、前回と同様の考えであり、当該願に対し、不同意とするものである。 安田委員： 私も同じく、当該願に対し、不同意とするものである。 久保田委員： 私も同じく、当該願に対し、不同意とするものである。 加藤委員： 私の任命前の案件となるが、当時の教育委員会意見を尊重したいと考え、当該願に対し、私も不同意とさせていただく。 大保木教育長職務代理者： それでは、平成３１年教委議案第２６号について、当該願に対し、教育委員会としては、不同意とすることでよいかと諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 大保木教育長職務代理者： 平成３１年教委議案第２６号について、当該願に対し、不同意とすることで決する。 — 清水教育長が入室する — — 再び清水教育長による議事進行 — 清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会１月定例会を閉会する。
８ 閉会の宣言	清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会１月定例会を閉会する。

北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。

令和2年2月13日

教 育 長

清水 隆

署名委員

大保木道子

書 記

山本 一真